

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

緊急事態宣言解除後の学校園生活における新型コロナウイルス感染症の感染予防について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまにおかれましては、園児児童生徒（以下「児童等」という。）への、マスク着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、9月30日で兵庫県の緊急事態宣言が解除されましたが、今後も引き続き、児童等への感染を防ぐため、一層の感染防止対策の徹底が必要となります。

つきましては、今までと同様にマスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、各家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察の徹底

引き続き、毎朝、必ず体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 マスクの着用の徹底

登校園時には、家を出るときからマスクを着用させるようお願いいたします。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日にはマスクを外してもかまいません。

3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までに学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡しますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。

③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。（健康観察カードには①を記入してください）この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合は、学校園へ連絡のうえ、保健所又は医療機関から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

② 児童等が濃厚接触者に特定された場合

③ 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合（陰性が確認されるまで）

④ 児童等又は同居する家族が濃厚接触者には当たらないが、保健所又は医療機関によるPCR検査又は抗原検査等を受けた場合（陰性が確認されるまで）

【連絡先】○平日の午前8時30分～午後5時00分・・・在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日）・・・090-5671-5615

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

(1) 各教科共通

- ① マスクの着用を徹底します。(体育の実技を除く)
- ② 感染リスクが高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底します。
- ③ 各教室での可能な限りの間隔を確保します。
- ④ 近距離で一斉に大きな声で話す活動は行いません。

(2) 理科

グループで行う実験や観察を実施する場合は、感染予防対策を徹底します。

(3) 音楽

リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏を実施する場合は、感染予防対策を徹底します。また、歌唱活動をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童等との間隔は、マスク着用をしている場合であっても、前後左右ともに出来るだけ2m(最低1m)空け、立っている児童等と座っている児童等が混在しないよう注意します。

(4) 家庭科、技術・家庭

調理実習を実施する場合は、感染予防対策を徹底します。

(5) 体育、保健体育

原則としてマスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。

(6) 校外活動(修学旅行・自然学校・転地学習を含む)

感染防止対策を徹底して実施します。

(7) 校外から多くの人が来校する行事

校外から多くの人が来校する行事を実施する場合、マスク着用、消毒はもとより、体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知し、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。

8 部活動(中学校)

- ① 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動(練習試合、合宿等を含む)を行います。
- ② 活動日及び時間は、平日は4日以内で1日当たり2時間程度、土日はいずれかとし、1日当たり3時間程度とします。
- ③ 部内で感染者を確認した場合(部員同士、顧問と部員等)は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認、見直しします。
- ④ 学校関係者以外の参加は、10月14日まで見合わせます。
- ⑤ 県外での活動(全国大会、近畿大会に出場する場合を除く)及び合宿(県内を含む)は、10月14日までは見合わせます。その後、実施地域の感染状況等を十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- ⑥ 中体連などの公式大会等では、事前の健康管理や試合時以外のマスクの着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど、感染防止対策を徹底します。

9 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課(電話 0797-77-2366)、学校教育課(電話 0797-77-2028)